**令和２年１月１日スタート**

**「平群町ポイ捨て等の防止に関する条例」**

**～ この条例は、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止し、住みよい住環境を確保し、**

**清潔できれいなまちづくりを実現することを目的に制定されました。～**

**禁止条項**

**◆ ポイ捨て(空き缶・ペットボトル・タバコの吸い殻・紙くず等)**

**◆ 犬のふんの放置**

**関係者の責務**

**◆町民等**

・屋外で出た空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納する。

・居住地域において、環境美化の推進について相互に協力し、清掃活動の充実に努める。

**◆事業者**

事業所及びその周辺その他事業活動を行う場所を清掃するよう努める。

**◆飼い主**

・飼い犬を綱、鎖等でつなぐ。

・飼い犬のふんの処理をするための用具を携行する。

・飼い犬がふんをしたときは、持ち帰り、適正に処理をする。

・飼い犬の排尿により、公共の場所及び他人の土地等を汚したときは、適正な処置をする。

**◆土地所有者等**

その土地に空き缶等が捨てられないように清掃活動や必要な措置を講ずるよう努める。

**◆町**

町民等、事業者及び土地所有者等に対しポイ捨て等の防止についての意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、学習が促進されるよう努める。

※禁止事項に違反された場合は勧告・命令・公表を行う場合があります。